

特記仕様書

1 (適用範囲)

この特記仕様書は、「令和2年度 都市公園管理運営事業 境川遊水地公園 植物管理 [草地]業務 (委託-1)」を適切に実施するため、工事等業務共通仕様書(抜粋)とともに請負者(受託者)が遵守しなければならない事項を示すものである。

2 (目的)

本工事等業務は、管理計画に基づき、公園利用者の安全・快適な利用及び自然生態に配慮し、適期に適切な管理を行うことで、堤防法面を良好な状態に保つことを目的として行うものである。

3 (業務区域)

県立境川遊水地公園俣野遊水地、下飯田遊水地他(別紙委託箇所位置図のとおり)

4 (業務期間)

令和2年5月1日から令和2年12月15日までの間とする。

5 (業務内容)

1) 工種及び数量等は次のとおりとする。(回数、時期等は別紙数量計算表参照)

草地管理(1年間の面積等)

広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	1m幅区分を除く範囲	37,728	m ²	
自然堤防除草	機械除草(肩掛け式)	1m幅区分を除く範囲	22,841	m ²	
広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩、園路・階段脇	1m幅	10,240	m ²
自然堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩、園路・階段脇	1m幅	2,520	m ²
			計	73,329	m ²
	ダンプトラック(2t積)運搬			64	回
	一般廃棄物処分			68,929	kg

2) 広場堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・広場堤防法面は公園利用者が利用する園路や駐車場及び広場に近ことから、安全には十分配慮し、刈り草は極力、その日のうちに搬出し、刈り後はきれいに清掃すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を担当者(監督員)と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は担当者(監督員)と協議すること。

- ・樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。

3) 自然堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・自然創出ゾーンで公園利用者の出入りがないので、刈り草を一時集積し、まとめて処理すると共に、刈り後はきれいに清掃すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を担当者（監督員）と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は担当者（監督員）と協議すること。
- ・柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。

6（安全管理）

- 1) 作業の施工にあたっては、来園者等に危険のないように充分注意して行うこと。
- 2) 刈払機を使用する場合は、立入禁止措置を講じ、来園者や通行車両の進入が無いことを確認し、作業すること。止むを得ず、人や物が近くにある場所で作業を行う場合は、十分な大きさの保護板等を使用し、飛び石等の飛散防止に努めること。
- 3) 刈払機にて作業するものは、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了したものであること。

7（発生材の処理）

- 1) 刈り草は緑のリサイクルを推進するため、指定の横浜市及び藤沢市内リサイクル施設に運搬し、処理すること。
- 2) 刈り草はリサイクル施設へ運搬する前に十分に乾燥させ、減量化に努めること。乾燥場所等は別途、担当者（監督員）と事前に協議すること。
- 3) 石や産業廃棄物等の発生材は、職員が指定した置き場に集積すること。
- 4) 作業後、空き缶等のゴミがある場合は回収し公園管理事務所に運ぶこと。処理は公園が行う。

8（提出物）

- 1) 出来形管理表や処分量集計表を作成し、提出すること。

9（その他）

- 1) 実施にあたっては監督員との協議・指示に従い、設計意図に反することのないようにすること。また、疑義がある場合は必ず監督員と協議すること。
- 2) 公園利用者や当公園で活動する野鳥観察などの諸団体との良好な関係に配慮し、極力、平日に作業を行うなど計画的かつ安全な作業に心がけること